

## 秋田市環境都市推進課公用車広告掲出仕様書

### 1 募集内容等について

#### (1) 事業の目的および趣旨

秋田市（以下「市」という。）では、環境都市推進課が管理する公用車（以下「公用車」という。）に掲出する広告を募集するため、広告主又は広告取扱業者（以下「掲出者」という。）を公募型指名競争入札により選定するものである。

#### (2) 事業の概要

掲出者が、公用車に広告を掲出し、本市に広告料の納付を行うものである。

#### (3) 物件の概要

組数	1組（公用車5台を1組とする。）
掲出場所	車体両側面後部ドア（2枚）
広告サイズ	縦30cm×横90cm（目安） ※原則、上記サイズとするが、市と協議の上、変更することができる。
広告素材	特殊フィルム（フィルムシート、シースルーフィルム等）
車両情報	走行場所：主に秋田市内 走行日時：主に平日8:30～17:15

### 2 契約に関する条件

#### (1) 契約方法

落札した掲出者は、市と広告掲出契約に係る締結を行う。

#### (2) 契約期間

ア 契約期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとし、広告掲出期間は令和8年6月1日から令和9年3月31日までとする。令和8年5月29日までに広告作成から、市の事前審査および承認を受けること。また、広告等の契約期間には、撤去並びに法令規定に

よる公用車の定期検査等に係る期間を含むものとする。

イ 広告の掲出日および撤去日は、協議の上決定する。

### (3) 広告料

広告料は、1組で年額180,000円（税抜き）以上とし、入札書に記載した額に100分の10に相当する額を加算した金額とする。その広告料は、市が発行する納入通知書により指定期日までに支払うものとし、その支払義務は、契約締結の日以降から発生するものとする。

なお、広告料の改定は原則として行わないが、市との協議により、改定することができる。

また、納付された広告料等は返還しない。ただし、市の責めに帰すべき理由で、広告等を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。

### (4) 経費の負担

広告制作、掲出および撤去に要する制作費、又は工賃等の一切の費用は、掲出者の負担とする。

### (5) 禁止事項

掲出者は、掲出場所を広告掲出以外の用途に供してはならない。

### (6) 契約の解除

市は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合においては、掲出者に損害又は損失が生じても、市は、その賠償又は補償の責めを負わない。

ア 掲出者が契約条項に違反したとき。

イ 掲出者が応募資格の詐称その他不正な手段により契約を締結したとき。

ウ 広告料の支払の有無にかかわらず、営業停止等の休業状態が1か月間継続しているとき。

### (7) 原状回復および返還

掲出者は、契約を解除したとき又は契約期間が満了となったときは、自己の費用で広告等を掲載した公用車（以下「対象車両」という。）を原状回復し、市が指定する期日までに返還しなければならない。た

だし、契約を更新したとき又は市が特に承認したときは、この限りでない。また、掲出者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用を掲出者に請求することができる。この場合においては、掲出者は、何ら異議を申し立てることができないものとする。

(8) 損害賠償

掲出者が対象車両へ掲出した広告により、市又は第三者に損害を与えたときは、全て当該掲出者の責任でその損害を賠償しなければならない。

また、掲出者がその責めに帰する理由により、対象車両の全部又は一部を滅失し又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額を市に支払わなければならない。ただし、掲出者が自己の費用で対象車両を原状回復した場合は、この限りでない。

(9) 遅延損害金

掲出者が指定期日までに広告料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、広告料に年3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納めなければならない。

(10) 実地調査等

市は、対象車両を随時調査し、又は掲出者に所定の報告を求め、その使用等に関し指示することができるものとする。

(11) 秘密の保持

ア 掲出者は、本業務において知り得た情報を第三者に対して漏らしてはならない。

イ 掲出者は、本業務で得た全ての資料および情報を市の了解を得ずに他の目的に使用してはならない。

(12) その他

広告掲出に当たっては、関係法令、秋田県条例および秋田市の関係条例等を遵守すること。

### 3 広告の作成等

#### (1) 広告素材

ア ラッピングフィルムやシースルーフィルム等の再剥離可能な素材の特殊フィルムを貼付けるものとし、車体への直接塗装はできない。

イ 広告を剥離する際、車体塗装に影響を与えない素材を選定すること。

#### (2) 広告サイズ（目安）

1面：縦30cm×横90cm程度（1台あたり2面）

原則、上記のサイズとするが、市と協議の上、広告サイズを変更することができる。

#### (3) 民間広告および掲出者情報の明示

広告中に、縦5cm×横20cm以上の大きさに「民間広告」と表示すること。また、掲出者名称（企業ロゴタイプを可とする。）および連絡先を明記すること。

(4) 広告の制作、掲出および撤去は、掲出者の費用負担と責任において行うこと。

(5) 掲出者は、広告の掲出および撤去を行うときは、車両運行に支障が生じないように日程等を市と協議し、施工時は、市の指示に従うこと。

(6) 広告物の掲出又は撤去により車体表面、塗装および構造等を毀損又は破損させた場合、掲出者が費用を負担して現状回復すること。

(7) 広告掲出中に市の責任において広告が毀損又は破損した時は、市が費用を負担して修復する。

(8) 掲出者は、掲出期間中、広告内容を変更できるものとする。なお、その際、再度審査を受けなければならない。

### 4 広告に関する制限

(1) 広告掲出するに当たって、市の事前審査および承認が必要となり、市は、審査により広告内容の修正あるいは掲出者の変更を求めることができる。このことにより生じた作業にかかる経費は掲出者の負担とする。

- (2) 秋田市広告掲載基準第5条に定める業種および事業者の広告は掲出できないものとする。
- (3) 広告の内容およびデザインは、秋田市広告掲載要綱、秋田市広告掲載基準（以下「要綱等」という。）を遵守し、秋田市の管理する公用車に掲出することを十分考慮したものとする。
- (4) 広告内容等に関する一切の責任は掲出者が負うものとし、市は一切の責任および負担を負わない。
- (5) 広告等に対する著作権、特許権その他第三者の権利を侵害しないこと。このことにより、問題等が生じた場合は、掲出者が一切の責任を負うこと。
- (6) 広告物の内容等に疑義が生じた場合は、市と十分に協議を行うこと。

## 5 広告に関する審査および掲出決定

広告内容の決定に際し、市は、要綱等に照らし、審査を行った上で掲出可否を通知する。審査の結果、修正が必要な場合は掲出者の責において広告を修正し、再審査を受けること。

ただし、掲出者が修正に応じない場合は広告を掲出できない。

なお、修正が必要となる場合、掲出期間が希望期間の一部のみとなる場合がある。

## 6 その他

- (1) 市は、掲出者又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったとき、またその他広告掲載することが適当でないとする事由が生じたときは、広告掲出を取下げることができる。
- (2) 市は、掲出者の責めに帰する理由により公用車の利用に不適当な事情が発生した場合は、契約を解除することができる。この場合において、掲出者は広告を撤去し、かつ、原状回復しなければならない。なお、既に納付済みの広告料は返還しない。
- (3) 契約期間内であっても、対象車両の修理等により、掲出車両の変更や広告掲出の全部又は一部を中止することがある。この場合、市で経

費を負担し、別車両に掲出を行う。

- (4) 市は、掲出車両の事故等による掲出者のイメージダウン等について、一切責任を負わないものとする。

## 7 疑義等の取扱い

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市と掲出者との協議して決定する。

### レイアウトイメージ（車体両側面）



### 広告イメージ

